例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

H　昭和 58 年度から平成 2 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成 15 年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成 3 年度から平成 12 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成 25 年度及び平成 26 年度について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_n　平成 n 年度（平成 27 年度以降に限る。）において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$J_{27} = 0.045$

$J_{28} = 0.0450$

$J_{29} = 0.0450$

$J_{30} = 0.04500$

K　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため平成 11 年度以前の各年度において発行を許可された地方債（昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

L_n　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財政健全化のために発行につ

例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

H　昭和 58 年度から平成 2 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成 15 年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成 3 年度から平成 12 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成 25 年度及び平成 26 年度について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_n　平成 n 年度（平成 27 年度以降に限る。）において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

$J_{27} = 0.045$

$J_{28} = 0.0450$

$J_{29} = 0.0450$

K　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため平成 11 年度以前の各年度において発行を許可された地方債（昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

L_n　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財政健全化のために発行につ